

表彰規程

制定 2019年10月15日

改定 2022年12月21日

改正 2023年12月19日

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人 日本山岳会東京多摩支部（以下「本支部」という。）が表彰を円滑に実施するために、基本事項を定める。

(表彰の種類)

第2条 表彰の種類は次のとおりとする。

- (1) 一般表彰 本支部の活動に顕著な功績があり、支部の発展に功績のあった会員（準会員を含む、以下同じ）に対し、一般表彰をする。
- (2) 特別表彰 登山活動、又は山に関する文化的活動において特に顕著な功績のあった者に対し、特別表彰をする。

(表彰と推薦・審議)

第3条 委員会、プロジェクト、幹事等が表彰者を推薦し、幹事会で審議し、支部長が表彰する。

(表彰の実施次期と方法)

第4条 表彰の実施時期は次のとおりとする

- (1) 表彰は、原則として新春の集い等支部の集会の席上で行い、本支部名の表彰状、又は感謝状を授与する。
- (2) 受賞者が決定した後、受賞者と業績の概要を発表する。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、幹事会で審議し、議決して行う。

附則

この規程は2019年10月15日より施行する。

この規程は2022年12月21日より施行する。

この規程は2024年1月1日より施行する。

(規程管理責任者：総務委員会委員長)